

委員の追加意見

大高委員の追加意見

第3回

資料2 対象となる事案の範囲

7頁 類型Ⅰについて

類型Ⅰについては、本来であれば責任を負うべき主体に対して訴えを提起できるようにするものであり、紛争の一回的解決及び訴訟経済の観点からも望ましいというべき。例えば、資料2／5頁で紹介されている「販売事業者を通じて消費者に商品を販売する事業者による広告等」の事例で、仮に特定適格消費者団体が個々の販売事業者に対して提訴をしたとしたらどうであろうか。この場合、その提訴原因を実質的に作り出したといえる広告をした事業者が自分に関係が無いといってその訴訟を放置しておくことはできないはずである。応訴の負担というが、むしろ広告をした事業者の方から訴訟参加等の積極的な対応を望むのではないか。そうだとすれば、紹介されているような事例においては、何らかの形で広告をした当該事業者に対して直接提訴できるということを明確にした方が望ましいのではないか。また、係争利益の把握可能性の問題についても、支配性の要件を欠くことのない事案に限定するのであれば、それほど把握が困難とは思われない。

資料3 共通義務確認訴訟における和解の在り方

3頁の「現行法上不可能な和解の例」の三つ目の○の「基金等への寄附」については、少なくとも対象消費者への被害回復が現実的に叶わないという場面においては、和解による被害回復手法として許容されることを明確にすべき。事業者には不当な利得を残させないという理由もあるが、事業者としても、対象消費者への被害回復が現実的に叶わないという場面において、レピュテーション回復のための一方策として積極的にこのような寄附を考えることもあってはならないか。このような和解を排除する必要はない。

検討事項⑤の和解の実効性確保も重要。ただ、共通義務確認訴訟段階での和解は対象消費者への拘束力が当然には認められない性格の和解であるので、どのように執行力を付与するかは課題。アイデアレベルの提案ではあるが、特定適格消費者団体に対して行った約束に違反したということで、差止請求における間接強制と同じような仕組みを設けることは考えられて良いのではないか。

第4回

資料2 実効性、効率性及び利便性を高める方策

特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方に関して、特商法等改正案において行政処分のために行政が得た情報の特定適格消費者団体への提供を認める規定が提案されているところ、このような規定を景表法といった他の消費者保護を目的とする行政処分はもちろん、行政機関全般が保有する情報につき広げることにつき、さらに具体的に検討するとすれば、行政機関が行政処分のためにどのような情報を収集しているのか、その具体的な内容を知る必要があるのではないかと考えている。次回以降、非公開前提でも良いので検討してほしい。

時効の特則との関係で、一段階目の訴訟中に契約不適合責任の行使期間、消費者契約法の取消権の行使期間などが、経過してしまう場合がありうるところ、これについて何らかの対応を考えるべきではないか。

木村委員の追加意見

I. 全体

- 本検討会は、法改正の必要があるか否かも含めた検討を行う場。消費者裁判手続特例法（以下「本法」）制定時になされた議論を振り返りつつ、制定から7年5か月、施行から4年7か月の間にどういった社会的変化があるのか、その変化は法改正までを必要とするのか、こういった立法事実の存否を明らかにしなければならない。
- 第4回までは特定適格消費者団体等が考える問題から法改正に向けた論点を抽出してきたが、団体のニーズだけで立法事実になるとはいいがたい。
- 悪質事業者に対して、消費者保護のため、きちんと損害賠償を払わせるようにすること自体には賛成。しかし、悪質事業者を捕捉しようとする結果、真っ当な事業者による過失のケースも包含するような過度に広範な改正を指向しているように見える。改正が企業の実務に与える負の影響について、しっかりとした調査と議論が必要である。
- 本法に基づく手続は、適格消費者団体による運用に委ねられる部分が多い。濫用的な事案に対する応訴負担を事業者が負う懸念もあるところ、公正な手続の実現という観点から、濫用事案に対する抑止手段の強化も検討すべきではないか。

II. 第3回検討会の議題について

1. 総論（資料第1）

- 本法による抑止力を背景に、裁判外での自主的な返金等が現に行われている。訴訟件数の少なさだけを見て、制度が活用されていないと結論付けるべきではないと考える。

2. 対象となる事案の範囲（資料第2）

（1）対象となる請求・損害の範囲（p. 6 類型Ⅰ、類型Ⅱ）

- 制度創設時から議論してきたように、慰謝料、逸失利益、拡大損害、生命・身体への侵害に伴う損害といった損害賠償の内容は、消費者ひとりひとりの程度が異なるため、画一的な集団訴訟には馴染まない。その整理を大きく変えるべき事実はあるか。また、個別の額の算定に時間も要することから、迅速な消費者被害救済という本法の趣旨にもそぐわない。したがって、現行の対象範囲を維持すべき。
- p. 6 類型Ⅱについては、画一的に算定可能であれば訴訟物にできるとなる

と、画一的かどうかを巡る争いが多くなると考えられ、紛争の早期解決に資するかは疑問。例として挙げられている個人情報漏洩に関しても、精神的損害はひとりひとりその程度が異なるため、一部裁判例があることをもって画一的に算定することができる結論付けることは困難と考える。精神的損害以外の損害が発生していないケースにおいて、情報漏洩それ自体をもって慰謝料が発生するのか、また発生するとして額をどう定めるのか、確立された裁判例や実務的慣習は未だ存在しないものと認識しているが、どうか。

- また、「消費者裁判手続特例法 Q&A」において政府は「慰謝料についても、主に生命、身体、自由、名誉の侵害の場合に認められるものであり、逸失利益との間に相互補完性がある場合もあり、損害が契約の目的となるものの以外に生じている点で、いわゆる拡大損害と同質のもの」と整理をしているが、この整理を変えるだけの事実があるか。
- わが国の実務において不確定な部分があれば、他国の事案を参照する必要もある。この点、諸外国において、個人情報漏洩事案、とりわけ漏洩した情報の悪用が確認されていない場合に、画一的な損害賠償請求を可能にしている立法例について明らかにされたい。
- 消費者は個人情報漏洩に伴い精神的な苦痛を受けたならば、個別に慰謝料を請求する道はある。本法で集団的に金銭的賠償として処理するニーズはあるか。
- 第2回検討会で示された消費者のニーズは、主として不当な取引の勧誘、不当な契約条項への対応などではないのか。
- 個人情報の漏洩事案は、故意によるものは少なく、さらに言えばマルウェアによる攻撃にさらされたものなど、過失すらないものも多い。個人情報保護は重要だが、対応コストが大幅に増大するならば我が国全体で見たときにデータ利活用やデジタルライゼーションの妨げになり、さらにいえば利用できるサービスがわが国国民のみ限定的になる可能性すらあるなど、却って消費者の利益にならないのではないかと懸念する。

（2）直接的な契約関係にない事業者に対する請求

（p. 6 類型Ⅲ、p. 7 類型Ⅰ）

- 景表法上の不当表示が例示されているが、景表法に基づく請求以外も含むとなると、被告の範囲が極めて広がるため、事業者の予測可能性が非常に小さくなる。仮に要件論で範囲を相当に絞るとしても、立法技術的にも困難ではないか。
- 現行法ですでに請求の範囲（p. 2）として「不法行為に基づく損害賠償の請求」が含まれており、また、被告の範囲（p. 3）として勧誘事業者が含まれ

ている。直接的な契約関係にない事業者に対する請求について範囲を広げようとすると、景品表示法上の不当表示の事案などにおいて、本来不法行為が成立しないケースまでも本法に基づく訴訟提起を引き起こす恐れがある。どのような場合に請求が認められるかが不明確であり、事業者に予見可能性がなく過重な負担となるため、現行法で認められている以上に範囲を広げる必要はないのではないか。

(3) 法人である事業者の実質的支配者等に対する請求 (p. 7 類型Ⅱ)

- 法人格が形骸に過ぎない場合や法人格が濫用されている場合には、法人格否認の法理によって、代表者などの個人を被告とすることができる。その上でさらに、本法の中に新たに規定を設ける必要があるかは疑問。
- 役員の責任は管理・監督責任であり、基本的には過失による責任。このような過失による管理・監督の問題があることをもって、集団訴訟により役員個人に莫大な損害賠償金を負担させるならば、会社法制全体とのバランスを欠き、また、役員の業務執行に萎縮効果がある。
- 「実質的支配」という表現では価値判断が入るため、範囲が広くなりすぎる恐れがある。

(4) 特別法上の損害賠償請求 (p. 8)

- 特別法に基づく不法行為責任を適用除外としている趣旨について、消費者庁のQ&Aには、特別法の不法行為を本制度の対象とすることにより、当事者間の利益バランスを崩すことにならないか慎重に検討する必要があるため、消費者被害の回復という制度目的の達成に必要かつ十分な範囲で、制度の対象を画するべく、民法上の不法行為に限定している旨の説明が記載されている。このような趣旨は現在も変わっていないと認識しており、特別法の不法行為を本法の対象とする必要性、立法事実があるのか疑問。

3. 共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方 (資料第3)

(1) 全体

- 本法の大きな特徴は、個々の消費者の意思を確認することなく、特定適格消費者団体が1段階目の訴訟を行うという点にある。2段階目の簡易確定手続にて個々の消費者が申し出を行うという立て付けによって、一括的・迅速的な解決と、個々の消費者の意思の尊重とのバランスがとられている。改正により、このバランスを崩し、個々の消費者の意思に反したり、権利を制限したりすることのないよう留意する必要がある、丁寧な議論が不可欠である。

（２）和解内容の公開

- 訴訟で企業が和解を選択する大きな理由の一つに、内容を公開しないで済むことがある。本法に基づく訴訟で和解をするときに、和解内容が適正であることを担保しつつ、和解内容が公開されない仕組みとなるかが１つの検討ポイントとなる。

Ⅱ．第４回検討会の議題について

１．対象消費者への情報提供の在り方について（資料第１）

（１）事業者による情報開示の実効性確保

① 対象消費者情報の保管義務

- わが国の個人情報保護法制は、不必要な個人情報を保持しないことが大原則である。企業は、個人情報保護法やガイドラインに基づいて、どれくらいの期間、何を保持するかできるだけ顧客の個人情報を持たないようにする方向で決めている。
- 仮に、訴訟が係属している間は個人情報の保管が義務付けられるとすれば、事業者としては、情報漏洩リスクを負いながら、個人情報を慎重に保管しなければならない。訴えが不適法なものとして却下される可能性があることも踏まえると、審理中の段階で事業者にとこまでの負担を負わせるべきではない。
- 対象消費者の個人情報を保管しようとしても、１段階目の手続の時点では対象消費者の範囲が明確になっていない可能性がある。事業者として、対象となり得るすべての消費者の個人情報の保管を強いられるのであれば、多大な負担になる。

② デジタルプラットフォームによる情報提供

- デジタルプラットフォームも、個人情報保護の観点から、情報の保持は量的にも時間的にも極力限定せざるを得ない。そのため、持っている情報には限りがあり、また、情報保管期間は必ずしも長いわけでもない。どこまで実効性があるかを踏まえた検討が必要。

③ 団体への情報提供後に生ずる問題への対処

- 特定適格団体からの要請に応じて情報を提供した場合、上記の通り、情報提供を望まない消費者から事業者への抗議・問合せがあることは容易に想定できるところであり、特定適格団体においてこうした対応や正当性の説明をすることが必要。

（２）通知・公告の費用負担の在り方

- 通知・公告費用は訴訟のための準備費用であり、法律上も訴訟費用ではなく、訴訟の準備を行う各当事者が負担するものとされている。この整理を変えて、事業者が追加の費用を負担すべきとする立法事実があるか。
- 通知・公告費用に関する負担について、資料3のp. 5の「個別事案での簡易確定手続の事務負担」の箇所に記載があるが、詳細な内訳を明らかにしてほしい。また、人件費や郵送費用に関してはIT化によるコスト削減の余地があるのではないかと考える。

（３）事業者による公表の効果的な実施

- p. 9に記載のある「より広い範囲の事項についてマスコミを通じた公表をするなど、事業者に対し、対象消費者に伝わる公表の仕方も求めることができるようにしてもよいのではないか」との意見についても、通知・公告費用の転嫁と大差ないため、支持しない。自主的にマスコミに公表するのであればともかく、法で強制すべきものではない。

２．実効性、効率性及び利便性を高める方策（資料第２）

（１）特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方

① 総論

- 団体が被害回復可能性を検討するために必要だと考える情報の中には、消費者の個人情報や事業者の営業秘密が含まれうる。個人情報保護や営業秘密保護とのバランスを十分に考えることが不可欠。
- 特に個人情報に関しては、被害を受けた消費者の中に、自身の個人情報が団体に知られることをよしとしない人もいるのではないか。この点の調査なく議論を進めるのは妥当ではない。
- 営業秘密については、民事訴訟法では自己使用文書の例外が設けられている。事業上の意思決定に関わる自己使用文書がそのまま外部に出ることとなると、文書の作成過程においてそれを念頭に置いた配慮が必要になり、事業者の事業運営上の意思決定に問題が生じるおそれがあることも念頭に置くべきではないか。

② 事業者の行為等に関する情報

- 今国会で審議されている本法改正により、特商法と預託法に関する情報に限って行政から特定適格消費者団体に「処分に関して作成した書類で内閣府令で定めるもの」（改正法第91条第１項）を提供できるとされているが、内閣府令で定める内容について、速やかに説明していただきたい。

- もし消費者庁が団体に「措置命令等の根拠になっている情報」を提供できるようになるとすれば、措置命令等を出す前の調査段階において、企業側が消費者庁に情報提供するインセンティブが減殺されることにはならないか。単に団体への情報提供を可能としてしまえば、消費者庁自体の迅速適切な調査の実行と結論を阻害しないか懸念。

③ 事業者の財産情報

- 当初から財産隠匿を企図しているような悪質事業者に対して財産開示手続をとったとして、どれほどの有効性があるかは疑問。

(2) 時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方

- 消滅時効については、事業者の予見可能性とも比較考量の上、検討すべき。
- そもそも消費者ごとに時効期間の起算点は異なるのだから、その点を鑑みずに本法で手当てをすることにどれほどの意義があるか。

3. 特定適格消費者団体の活動を支える環境整備（事務負担等）（資料第3）

- 特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟における和解、回収金の対象消費者への交付など、消費者からの信頼が不可欠な業務を取り扱うことから、事務負担の軽減を行う場合にも、それに見合ったガバナンスを維持する仕組みが求められる。

河野委員の追加意見

特定適格消費者団体の活動を支える環境整備に関して

特定適格消費者団体への活動資金支援について、具体的に検討するのか。また、いつ検討するのか。